

神戸女子大学史学会会則

第一条 本会は神戸女子大学史学会と称する。

第二条 本会は歴史学研究の向上と交流、会員相互の親睦を目的とする。

第三条 本会の会員はつぎの二種とする。

一、 通常会員 本学史学科の教員、大学院生、学生および卒業生。

一、 特別会員 本学史学科の元教員、および本学に特に貢献したものの。

第四条 本会は前掲目的に沿って、機関雑誌の発行、研究会の開催、および会員総会の開催を行うものとする。

第五条 本会に左記の役員を置く。

一、 代表者 教員一名。

一、 通常委員 教員若干名、大学院生若干名、学生各学年二名。これらのもので運営委員会を構成し、編集、会計、企画等を担当する。

一、 会計監査 教員一名、学生二名。

一、 それぞれの役員の任期は一年とする。但し重任をさまたげない。

第六条 本会の経費は会費、寄付金およびその他の収入によるものとする。

一、 会費は付則に定めるところによる。

一、 本会の会計年度は、毎年四月より翌年三月までとする。

第七条 本会の事務所は、神戸女子大学史学科研究室内に置くものとする。

付則

一、 会費は当面の間、必要が生じた場合のみ実費を均等に負担するものとする。

一、 この会則の変更は、会員総会において行う。

一、 この会則は昭和五十五年五月三十日から施行する。

一、 この会則は平成三十年十一月四日の総会で改正した。